

# 不祥事根絶のための校内ルールについて

岡山県立水島工業高等学校

本校では次の校内ルールを教職員に周知し、これらを踏まえながら指導しています。

## 1 生徒との連絡

学校から自宅（保護者）へ連絡してください。生徒個人の携帯電話の電話番号やメールアドレスの把握は原則として禁止です。やむを得ず把握する必要がある場合は、事前に申請が必要です。なお、知り得た情報は慎重かつ適切な扱いをするとともに、必要がなくなり次第、適切に破棄してください。

（参考）平成23年11月30日付け教教高第619号  
「教職員の携帯電話の使用に関する指導の徹底について」から転載

- 1 児童生徒の携帯電話に電話・電子メールをすることは、原則として禁止する。  
児童生徒へ連絡する必要がある場合には、公用の電話・電子メールを使用し、保護者を通じて連絡すること。
- 2 児童生徒との間で携帯電話の番号やメールアドレスを取得したり伝えたりしないこと。  
（現在すでに取得しているものがあれば削除すること）
- 3 児童生徒の安全確保（虐待防止等）を図るため、やむを得ず緊急時（いじめなどの生徒からのSOS等）の連絡先として携帯電話の番号等を取得したり伝えたりする場合には、事前に所属長及び保護者の許可を得ること。  
また、取得した携帯電話の番号等は、個人情報として適切な取り扱いに留意すること。
- 4 緊急時（交通事故等）であって、やむを得ない場合は、所属長及び保護者の許可を得て連絡を行うこと。事前に許可を得ることが困難な場合には、事後に報告を行うこと。

## 2 生徒の個別指導

疑念を抱かれないようにしてください。

- (1) できるだけ複数で対応すること
- (2) 入り口の戸を開けておくなど、密室状態をつくらないこと
- (3) セクハラ等につながらないよう言動に注意すること

## 3 生徒の自家用車への同乗

原則禁止です。交通の便や授業等との兼ね合いで、やむを得ず同乗させる場合には、事前に許可を得てください。

## 4 生徒の個人情報に係る書類や電子データの取扱い

持ち出しは禁止です。必要がある場合は、事前に管理職まで御相談ください。

## 5 生徒からの集金等、現金の取扱い

厳重かつ明朗に管理してください。

- (1) 各会計簿及び証拠書類等は、いつでも確認できるように整備しておき、年度末には会計報告を管理職へ提出してください。
- (2) 現金は施錠できるところで保管してください。

## 6 スマートフォン等の校内での取扱いについて

必要がある場合を除いて、校内でスマートフォン等を持ち歩かないようにしてください。